

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	臨時政策調整会議
開催日時	令和6年12月17日（火） 午前9時44分から 午前10時31分まで
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室
出席者及び 欠席者の 職・氏名	【出席者】 稲葉市長公室長、千葉危機管理監、須田総務部長、紺清市民環境部長、佐藤福祉部長、齊藤こども・健康部健康づくり課長、松岡都市建設部長、村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、久保田上下水道部次長兼水道施設課長、菊島議会事務局次長兼議会総務課長、関口学校教育部次長兼教育総務課長、奥山生涯学習部長、田中監査委員事務局参事兼局次長 （担当課） 小野澤副審議監兼危機管理室長、浅川同室長補佐、千葉同室危機管理係長、三上同室同係主任 （事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、横田同課政策企画係主事 【欠席者】 なし
議題	1 朝霞市地域防災計画案
会議資料	・【資料1】朝霞市地域防災計画修正案について（概要） ・【資料2】朝霞市地域防災計画案 修正内容対照表 ・【資料2別紙】 震災編 P26-27 抜粋 ・【資料3】工程表 ・【資料4】朝霞市地域防災計画案

会議録の 作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の 当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	
その他の 必要事項	なし	

【開会】

【議題】

1 朝霞市地域防災計画案

【説明】

（担当課：小野澤副審議監兼危機管理室長）

それでは、はじめに朝霞市地域防災計画案の経過について、ご説明する。

朝霞市地域防災計画案は、令和５年度から改定に取り組んでいる計画の最新版となっており、現在、市民コメント等の募集において提示している資料である。今年４月以降、庁内への意見照会、庁内検討委員会、第１回の防災会議等を経て修正を重ねてきたところであり、本日は、最終案に至る前において、改めて改定内容についてご説明するとともに、庁内に係る懸案事項における修正案をお示ししたい。

それでは、朝霞市地域防災計画修正案の概要についてご説明する。

資料１は「朝霞市地域防災計画案」の概要をまとめたものとなっており、８月末に実施した朝霞市防災会議の際にも各防災会議委員にご説明したところである。本日は修正案における、各部署において特に変更を伴う事項について次の３点ご説明する。

１つ目、令和５年度に実施した防災アセスメント調査結果についてご説明する。

資料４「朝霞市地域防災計画案」の総則１１をご覧いただきたい。前回、平成２８年度に実施した防災アセスメント調査における被害予測結果と比較して、被害予測はおおむね減少する結果となった。

⑤避難者数について、平成２８年度調査結果においては、建物被害による避難者１，２７０人と断水による避難者１０，７８２人を合わせて最大１２，０５２人の避難者が避難所に避難するという予測結果であったが、今回調査における被害予測結果においては、建物被害による避難者１，１３７人と断水による避難者８，７９８人を合わせて９，９３５人の避難者が避難所に避難される結果となった。

なお、建物被害の全体数が減少しているものの大規模半壊が増加するという結果における要因として、液状化危険度が高い地区の建物の増加が要因として考えられる。

資料１のその他の主な修正内容については改めてご確認いただきたい。

次に２つ目、現在、市民コメントを募集している朝霞市地域防災計画案から庁内協議の結果、更に修正を加えた内容についてご説明する。

資料２をご覧いただきたい。

庁内に関係する修正点についてまとめた表である。

１段目の震災４の項目と、３段目の震災２６－２７ページについては、後にまとめてご説明するので、震災２４ページの修正点からご説明する。市民班の設置する災害相談窓口における各班からの相談員の配置方法について、「市民環境部長は相談内容に応じた職員の配置について、関係各班に要請し、」との文言を追加した。災害時の相談窓口で受ける相談内容が各班の事務所掌に及ぶことから相談員を各班から配置する計画となっており、指揮命令系統を示したところである。

次に、４段目、震災７７ページの修正点だが、被害の事実ではなく、届け出の事実について証明する「り災（被災）」届出証明書」の発行について、非住家被害については市民

班が発行する旨の記載とした。非住家被害の調査については市民班の所掌となっているところから、「り災（被災）届出証明書」の発行についても同様の部署で所管することで、対応が円滑となると考えている。

次に、5 段目、風水 10 ページの修正点だが、現行の記載内容に、突発災害の対応においては、災害対策本部設置の有無に関わらず事務分掌に則り災害対応を実施する旨及び、災害対策本部解散後においても、必要に応じて各班の災害対応を継続する旨の記載を追記した。

今年度のゲリラ豪雨の対応を踏まえた突発災害においては、災害対策本部が未設置の状態で災害対応をとることがあった。このため、地域防災計画上においても、各班の対応方針について記載を追加したところである。

次ページ、同じく風水 10 ページの 2 つ目の修正点について、住家の被害調査の方針について整理を行った。危機管理室に集約した情報をもとに調査班は調査を実施するとともに、現地調査における対応についても記載した。

また、被害範囲が広範であることから班内での対応が難しい状況においては、全庁から招集した職員により班編成を行い、調査を実施する旨の記載を追加した。

課税課は、災害や道路状況、排水設備等についての事務を所管しておらず、危機管理室にて道路・河川・下水道等の各担当によるパトロールの情報やその他の通報が集約されることから実態に即した記載に変更した。

更に、調査範囲が広範な場合に、全庁から調査人員の応援を要請する旨についても明確に記載を行うことで、実際の対応が円滑になると考えている。

次に、3 つ目、1 段目の震災 4 ページと 3 段目の震災 26 - 27 ページにかかる「受援体制」についての修正点をご説明する。

資料別紙、第 5 節応援派遣・受援をご覧いただきたい。

第 1 受援体制の確立の 1 番下 3 調整会議の実施において、「本部長は受援の可否を判断し、危機管理監は、必要に応じて受援関係者を招集する。」との記載とした。

対策本部会議において各班の状況等、報告を受けた結果を基に本部長により災害対策本部内に受援調整会議の設置が決定された後、危機管理監の指示により、受援統括担当及び各部、各班からの受援担当者が招集され、会議が開催されることとなる。

受援体制の仕組みについてだが、対策本部会議にて集約した各部、各班の応援ニーズについて受援調整会議を開催し、庁内での応援体制の実施可否を検討する。庁内のみで人員不足が解消されない場合について、庁外の要請について検討を行い、この時、①各民間企業等の災害協定に基づく受援②国、埼玉県等自治体、相互応援協定に基づく受援の実施体制の構築を図る。各民間企業等の災害協定に基づく受援については、平時から関係性を築いている各班から直接、受援要請を行い、国、埼玉県等自治体、相互応援協定に基づく受援については、本部班を通じて要請を行う計画としている。また、随時各実施状況については受援調整会議等において受援統括担当がとりまとめ、災害対策本部に報告し、統制していくことを想定している。

最後に、今後の地域防災計画改定の取り組み予定についてご説明する。

資料 3、朝霞市地域防災計画改定業務工程表（令和 6 年度）をご覧いただきたい。

「これまでの取り組み過程」において記載している内容は、令和 5 年度から現在に至るまでの改定工程の実施状況である。

「今後の取り組み予定」について、12 月末まで市民コメントを実施している。

また、本日の政策調整会議の後、庁内検討委員会、政策調整会議、庁議、第 2 回朝霞市防災会議を実施し、3 月には製本が完了し配布していく予定となっている。

また、地域防災計画の修正案に基づいた、各部署の具体的な災害対応計画である災害対策別マニュアルの修正案についても年内にとりまとめを行い作成していく予定であ

る。

説明は以上である。

【意見等】

(須田総務部長)

第〇次と加えるなど、どの時点で計画を更新したか把握しやすいタイトルに変更する考えはないか。

(担当課：小野澤副審議監兼危機管理室長)

法令に定めはなく、県や他市の事例などにも第〇次といった記載がないので朝霞市も記載せずに進めたいと考えている。

また、タイトルではないが、現状でも1ページ目に令和〇年〇月と記載している。

(須田総務部長)

いつ更新した計画か分からず、過去の計画との区別がつきづらくなる恐れがある。

(担当課：小野澤副審議監兼危機管理室長)

検討させていただく。

(須田総務部長)

地域防災計画は何年程度で見直すものなのか。

(担当課：小野澤副審議監兼危機管理室長)

地域防災計画に記載されている法令等に変更が生じたとき等に随時変更を行うものであるため、計画期間の定めはない。

(須田総務部長)

計画期間がないということは理解するが、担当課として、一定の期間で計画を見直すよう定めてもいいと思うがいかがか。

(担当課：小野澤副審議監兼危機管理室長)

何年ごととは申し上げられないが、定期的に見直す機会は重要だと思うので取り入れてまいりたい。

(須田総務部長)

水害統計調査について、市民コメント版では、調査班で行う住家の被害調査に水害統計調査を含む表記がされていたので、適切ではないのではないかと意見させていただいた。

内容対照表では、意見が反映されているが、概要では表記が変わっていない。

調査班は、水害統計調査を担当しない認識でよいか。

(担当課：小野澤副審議監兼危機管理室長)

その認識のとおりである。

(須田総務部長)

該当部分については危機管理室において表記の確認・修正をしていただけるとい

とでいいか。

(担当課：小野澤副審議監兼危機管理室長)
危機管理室で対応する。

(須田総務部長)
震災 24 ページの市民班の設置する災害相談窓口における各班からの相談員の配置方法について、市民環境部長が、職員の配置を要請するとの修正案になっているが、担当が市民環境部長でいいのか改めて、お聞きしたい。
災害対策本部設置時の対応ということでよいのか。

(担当課：小野澤副審議監兼危機管理室長)
そのとおりである。

(須田総務部長)
市民環境部長というポストが突然出てきているように感じられる。

(担当課：小野澤副審議監兼危機管理室長)
ここに記載している市民環境部長は、震災 5 ページの災害対策本部事務分掌上の市民環境部の部長を意味している。

(須田総務部長)
現在の表記では、分かりづらいと感じる。
多くの部で、平時の部と災害対策本部の部が、一致しているが、総括部のように一致していない部もある。

平時におけるどの部長が災害対策本部の事務分掌に対応するのか示されていないので、分かりやすい表記に変更した方がいいのではないかと。

また、平時における市民環境部長が、災害対策本部における窓口業務の職員の配置の指示を出すのではなく、災害対策本部の機能として、相談体制を整えるということだと思うので、回りくどい表現になるかもしれないが、「災害対策本部の市民環境部所管の部長」などの表現などが良いのではないかと。さらに言えば、「災害対策本部が」と表記しても良いのではないかと。

市民環境部長は、災害対策本部の一本部員なので、ここに市民環境部長という名称が記載されていることに違和感がある。

一本部員である市民環境部長に相談員の配置の指示をする役割を負わせていいのか、本部の機能として行うのではないのか、との疑問がある。

仮に市民環境部長がその役割を担うのであれば、せめて「市民環境部を所管する部長」と表記すれば一致すると思うが、災害対策本部の市民環境部を所管するのが、平時の市民環境部長であるということはどこにも記載されていない。

総括部のように一致しない部もあるので、災害対策本部の機能の一部だということが分かりやすい表記にした方がいいのではないかと。

(担当課：小野澤副審議監兼危機管理室長)

おっしゃるとおり、災害対策本部における部については、所属する部長が複数いる部もあるので、「その部に属している本部員は」というような表記に変更することで対応したい。

平時の〇〇部長を充てるという考えではないので、有事の際は、災害対策本部事務分掌を基に対応していただく。

(須田総務部長)

市民班を担当する部長の役割にしていいいのか疑問である。災害対策本部の業務ではなく、一本部員にその役割を委ねていいのか。

(担当課：小野澤副審議監兼危機管理室長)

最終的な決定機関は、災害本部だが、災害 24 ページで挙げたところの、災害相談窓口という一つの項目を担っていただくということで、この事務に限らずいくつかの事務で、部長が決定する場面があり、その部の本部員の部長にお願いしたいと考えている。

(須田総務部長)

市民環境部長が参集できない場合は、災害対策本部で、市民環境部を所管する本部員を指名するのか。

(担当課：小野澤副審議監兼危機管理室長)

基本的には、その部内で、編成を立てていただく。

(須田総務部長)

所管する部長が参集できない場合、次長が代わりを担うのは適切ではないと考える。

例えば、市民環境部長が来られない場合、本部員の誰かが市民環境部を所管することになるのではないかと思うが、そうではないのか。

(担当課：小野澤副審議監兼危機管理室長)

災害時、職員の参集が困難な状況の中で、どの業務を誰に担っていただくかは非常に難しい問題である。

計画に記載している内容が本筋だが、有事の際に参集することができた少数の職員で対応していくという形になると思われる。

(須田総務部長)

被災したり、遠方にいたりで、部長が参集できない状況は容易に想像できる。

その場合にどうするかを記載するのが計画なのではないか。

例えば、市民環境部の次長は課長を兼務しており、地域づくり支援課が担当する業務にも当たらざるを得ないため、部長の代理はできないと思われる。

そのため、他の参集した部長が、市民環境部長の事務を担当せざるを得ないのではないか。

部長が複数いる部は、参集することができた部長が担えばいいが、一人しか部長がいない部についての、災害対策本部での配置の仕方を改めて考えた方がいいのではないか。

当然、参集した職員が代わりを担うと思うが、災害対策本部の機能として、「市民環境部の業務は、平時の市民環境部長の担当」という構造ができてしまうと災害対策本部が機能しなくなってしまうのではないかという懸念がある。

「他の本部員が補う」などの表記がどこかにあった方がいいのではないか、窓口の設置の配置の指示も市民環境部長を宛て職にするのではなく、本部の役割として記載した方がいいのではないか。

また、他にも部長が決定する事務があるとのことなので、そのような記載は、改めるべ

きではないか。「災害対策本部は」や「災害対策本部の本部員は」といった表記に変更することを検討していただきたい。

(担当課：小野澤副審議監兼危機管理室長)
持ち帰り、検討する。

(紺清市民環境部長)
ここに市民環境部長を充てられているのは、少し違和感があるので、言い回しだけでも変えていただきたい。

(稲葉市長公室長)
部長がいないときに誰が代理するかは、計画に記載されているのか。
危機管理室の考え方としては、部長が参集できない場合は、次長、課長、課長補佐と、基本的にその部の業務に携わっている職員に仮のリーダーになってもらうということだと思うが、計画なので、ある程度の定めを記載してもいいのではないか。

(紺清市民環境部長)
罹災証明書は、住家も非住家も調査班が発行するという認識でいいか。

(担当課：小野澤副審議監兼危機管理室長)
罹災証明書は住家が対象であり、非住家に対しては、発行できない。

(紺清市民環境部長)
事業者には、罹災証明書は出ないのか。

(担当課：小野澤副審議監兼危機管理室長)
そのとおりである。

(須田総務部長)
住家は調査班、住家以外は市民班が所管となっており、それぞれが被害調査をして最終的に財務・情報班に提出することになっているが、この部分について確認したい。
例えば震災の18ページに被害調査という項目があり、被害調査の対象と担当が記載されており、調査班は住家被害、市民班は、農作物、農業施設、商業及び工業の被害と記載されているが、建設活動班、福祉班、医療対策班、環境班、上下水道班、教育班、管財班、財務・情報班がそれぞれ被害調査を行うこととなっており、その結果を財務・情報班に提出することになっている。
住家被害の調査は調査班の担当のため、住家被害の証明書を発行することはできるが、その他の班が行った被害調査の証明書も市民班が発行するのか。
震災18ページの「被害調査の対象と担当」と証明書を発行する所管の関連を教えてください。

(担当課：千葉危機管理室危機管理係長)
被害調査を市で集約して、県等に報告を上げる際に各班が所管している公共施設等について調査を行っていただき、それを取りまとめて、県や国等に報告を行う。
市民班と調査班の現地調査による罹災証明書や被災届出証明書は、基本的には被害のあったと想定される地区に調査に行ったり、住んでいる方や事業者の方から申し出があ

って調査に行ったりする形になっており、基本的に住家は調査班、非住家は市民班が調査を行い、その他の班は、そのような調査を行わないこととしている。

(須田総務部長)

そうであれば、震災 18 ページの被害調査の記載は、報告する為の調査であることを把握しやすい表記にした方がいいのではないか。

また、震災 18 ページの「3 被害の報告」に本部班が県に報告するとあるが、各班が被害の調査を行い、財務・情報班に提出した後、財務・情報班がさらに本部班にも情報を提出するというのか。

(担当課：千葉危機管理室危機管理係長)

財務・情報班で行うこととしては、情報を取りまとめた後、庁内での共有や問い合わせ対応ができるような情報としてまとめるといった業務や災害対策本部で共有を行っていた。

最終的にはその情報を本部班が受け取るので、それをまとめて報告するのは本部班である。

(須田総務部長)

集約された情報をどう扱えばいいかが分かりづらいので何のために行うのか、どのような目的に使われるのかも計画に記載した方がいいのではないか。

財務・情報班に情報が集約されるが、財務・情報班が被害調査を行っていない内容について市民から問い合わせがあった場合、財務・情報班で回答することはできないことが想定される。

財務・情報班の役割を明確に記載していただき、基本的に問い合わせには被害調査に当たった班が対応するべきだと考える。

役割を明確に記載するよう、表記について検討していただきたい。

(担当課：小野澤副審議監兼危機管理室長)

改めて、検討させていただく。

(稲葉市長公室長)

本件については、本日頂いた意見と市民コメントも踏まえて、危機管理室で検討していただき、改めて、政策調整会議に諮っていただく。

【結果】

指摘のあった内容について検討し、再度、政策調整会議に諮ることとする。

【閉会】